

**令和3年度佐野市奨学生の追加募集**

▼受付期間 4月1日(木)～16日(金)

▼申請資格 ①申請日において、保護者が1年以上佐野市の住民基本台帳に記録されている方 ②大学(短期大学および専修学校の専門課程を含む。大学院を除く)、高等専門学校(第4・5学年)に在学している方 ③経済的な理由により修学困難な方 ④確実な連帯保証人をたてることのできる方 ⑤佐野市奨学金以外の奨学金の貸与または給付を受けていない方

▼採用予定人数 10人程度

▼貸与金額 月額5万円以内(金額は1万円単位で選択可)

▼貸与期間 正規の修業期間 ※奨学金は4月にさかのぼって貸与する(6月に4月～7月分を合わせて貸与)

▼返還方法 卒業後半年据え置きで、貸与期間の4倍に相当する期間内で返還

▼募集要項配布場所 3月1日(月)から教育総務課(3階)、田沼・葛生行政センター

申 同課 ☎(20)3106

**催し物**

「健康ウォーキングinみかも2020」の参加者募集

▼主管 佐野市スポーツ推進委員協議会

▼日時 3月28日(日) 午前9時～午後1時(予定) ※雨天中止

▼会場 みかも山公園内

▼対象 市内在住または通塾通学している方(小学3年生以下は保護者同伴)

▼定員 先着50人

▼費用 高校生以上300円、小学生200円、未就学児無料(保険料など)

※イベント当日支払い

申 3月18日(木)までに電話または直接次の窓口へ

・スポーツ立市推進課 ☎(20)3049 ※平日のみ

・運動公園管理事務所 ☎(25)0403 ※月曜休館(祝日の場合は翌日)

・アリーナたぬま ☎(61)1153 ※月曜休館(祝日の場合は翌日)

**お知らせ**

令和3年度人間ドック・歯科検診のお知らせ

令和3年度より佐野市民病院の1泊2日コース、1泊2日+脳コースが廃止となります。

令和3年度の国民健康保険および後期高齢者医療保険の人間ドックと国民健康保険歯科検診の予約については、令和2年度同様、専用電話による集中受付期間を設定予定です。詳細については、決まり次第お知らせします。

問 (国民健康保険について) 医療保険課 ☎(20)3024 (後期高齢者医療保険について) いきいき高齢課 ☎(20)3021

**有効期限が近づいています!**

佐野市プレミアム付商品券の有効期限は、3月31日(水)までです。お手持ちの方はお早めにご利用ください。※商品券の販売は終了しています

問 佐野市プレミアム付商品券事務局 ☎0284(82)1176

**軽自動車税(種別割)の申告は3月中旬**

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点での所有者に1年分が課税されます(4月1日に車両を取得した場合でも1年分が課税されます)。

自動車税とは異なり月割課税ではありません。すでに車両を処分、譲渡した場合は、必ず3月中旬に申告を行ってください。

納税通知書は5月中旬に送付します。

【車種別の手続先】

▼原動機付自転車(125cc以下のバイク、ミニカー)、小型特殊自動車 市民税課(2階)、田沼・葛生行政センター、各支所

▼軽二輪および二輪の小型自動車(125ccを超えるバイク) 佐野自動車検査登録事務所(下羽田町)

☎050(5540)2020

▼軽自動車 軽自動車検査協会栃木事務所佐野支所(下羽田町)

☎050(3816)3108

問 同課 ☎(20)3007

少人数「楽」習塾

# LSE山形教室

やるなら楽しく、真剣に!

★一人一人のニーズに合わせた指導★  
★令和2年度志望高校全員合格★  
★電子黒板を活用し効率的に学習★  
★動画をダウンロードして自宅で学習も★  
★無料体験実施中★

小学生…全教科・佐高附属中受験対策  
中学生…全教科・高校受験・各検定対策

TEL 080-5491-3255(小林)  
Mail lse.yamagata@gmail.com  
Address 佐野市山形町1237

LSE山形教室で検索

LINE

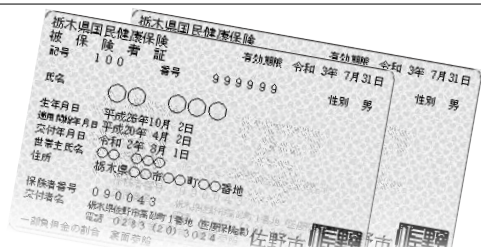
●聴覚障がいなどのある方のための新型コロナウイルスに関する相談窓口

【平日】FAX 028(623)3052 (午前8時30分～午後8時)  
【夜間・休日】FAX 028(623)2527



# 国民健康保険のお知らせ

■問合せ＝医療保険課 ☎(20)3024  
 ※課税の内容は、市民税課 ☎(20)3007



## ■ 国民健康保険への加入・脱退の届け出はお早めに

健康保険の資格に変更があった場合は、取得・喪失の日以降に届け出てください。

▶ **届け出に必要なもの**＝世帯主の印鑑、世帯主と異動者全員のマイナンバーが確認できる書類、窓口に来る方の本人確認書類、委任状（別世帯の代理人のみ）

※脱退するときは、新しく加入した健康保険の保険証と国民健康保険の保険証

※加入するときは、他の健康保険をやめた証明書

## ■ 国民健康保険税の注意点

▶ **加入のとき**＝国民健康保険加入者がいる世帯に追加で加入した場合、残りの納期分に新たに加入した方の分を合わせて課税した納付書を郵送します。また、世帯全員で新規に加入した場合は加入した月からの分で課税されます。

▶ **脱退・資格変更のとき**＝資格が切り替わった月で再計算し、届け出をした翌月に変更通知を郵送します。※変更通知が届くまでの納期分までは、そのまま納めていただいた上で、新たに届く「変更通知」を必ずご確認ください。清算分を納めていただく場合と、納め過ぎた分をお返しする場合があります。なお、国民健康保険税のお支払い1期分は、1カ月分ではありません

## ■ セルフメディケーションをしましょう

セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」（WHOの定義）です。

具体的な例として、以下のような取り組みを行うことが挙げられます。

- ①生活習慣を見直し、日常生活に適度な運動を取り入れ、バランスのとれた食事を心がける。
- ②十分な睡眠と休養をとる。
- ③自分自身の健康状態を把握するため、定期的に健康診断（特定健康診査、がん検診）を受診する。

日頃から意識することで、健康の維持、生活習慣病の予防や改善に役立ち、ひいては医療費の節約につながります。皆さんもセルフメディケーションを実践しましょう。

## ■ 整骨院・接骨院の受診

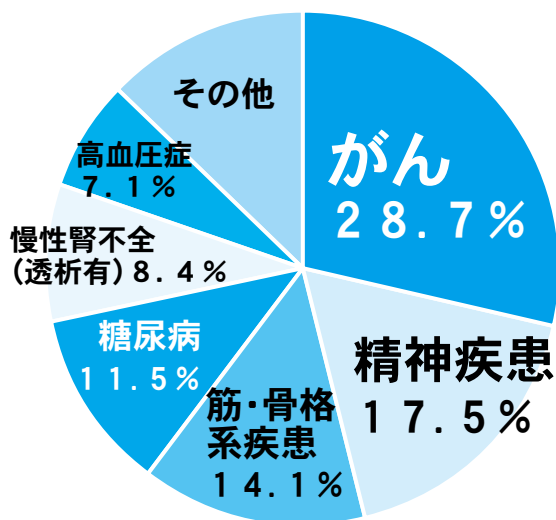
整骨院や接骨院は保険医療機関ではないので、保険適用になる場合とならない場合があります。負傷の原因を正しく伝えて受診しましょう。

保険適用になるのは、外傷性の負傷（ねん挫、打撲、肉離れ、骨折・脱臼など）に限られます。

## ■ OTC医薬品を活用しましょう

OTC医薬品とは、薬局やドラッグストアなどで処方せんなしに購入できる医薬品のことです。軽度な体の不調を手当てするためにOTC医薬品を利用することで、医療費を節約できる場合があります。ただし、飲み合わせによっては副作用などが現れる場合もあるので、利用の際は薬剤師などに相談しましょう。また、体調が改善しない場合は速やかに医療機関を受診しましょう。

## ■ 佐野市の医療費の割合（国保・令和元年度）



※最大医療資源傷病名による、調剤報酬を含む

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、催し物などが中止や延期となる可能性があります。最新の情報は市ホームページをご覧ください。担当部署にお問い合わせください。

